

さいたま市告示第12号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和8年1月8日

さいたま市長 清水勇人

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市北区植竹町1丁目593番地1
- (2) 名称 さいたま市高齢者生きがい活動センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
- (3) 代表者 理事長 佐伯 鋼兵

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで